

令和4年度 新潟県自然エネルギーの島構想実現に向けた太陽光発電・電気自動車等導入促進事業補助金 Q&A集

令和4年9月第2版

【1】補助事業全般

No.	対象設備等	質問	回答
1 共通		本補助事業はどのような体制で行われますか。	<p>本事業は、新潟県が補助金の交付事務などを行う執行団体を公募により選定し、当該執行団体において補助事業者の公募・採択を行い、補助金を交付する予定としておりますが、まずは新潟県が本補助金の公募を行います。</p> <p>執行団体が決まった段階で執行団体が補助金の採択等を担う予定です。</p> <p>それに伴い、公募の途中で各種申請書の提出先が変更となりますので、交付申請前の方にあつては県ホームページを適宜確認し、最新情報を入手するように心がけてください。交付申請済みの方については、執行団体より別途ご案内します。</p>
2 共通		本補助金を国やその他地方公共団体の補助金と併用できますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、コロナ臨時交付金が財源となっているため、財源が重複しない場合は受給可能です。 ・なお、国のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金や佐渡市電気自動車導入促進補助金、佐渡市クリーンエネルギー導入促進補助金の併用は可能です。 ・ただし、同一車両・設備について新潟県から別の補助金の交付を受けている場合は、この補助金との重複受給はできません。
3 共通		事業補助金の全体予算金額はいくらですか。	全体予算として1億200万円を予定しております。
4 共通		補助事業の「完了」とはどのような状態を指しますか。	<p>【太陽光発電設備の場合】 本補助事業により導入する設備の引き渡し済み、補助対象経費の支払いが済んだ時点をもって、補助事業の「完了」とみなします。ただし、電力会社に連系手続きの申し込みをした上で、連系手続きに時間を要する場合、発電開始は事業完了後でも可とします。</p> <p>【電気自動車等の場合】 電気自動車等の車両の登録、引渡、代金の支払が済んだ時点をもって、補助事業の「完了」とみなします。</p> <p>なお、補助対象とならない太陽光発電設備の導入（10kW未満の太陽光発電設備の導入）を伴う場合は、当該導入事業の完了も求められません。</p> <p>また、太陽光発電設備と電気自動車等の両方を補助対象とする事業の場合は、どちらも完了した時点を以て、補助事業の完了とみなします。</p>

5 共通	補助事業の期間内の完了を見込んで申請を行ったものの、補助事業の実施中に発生した災害などのやむを得ない理由により補助事業の期間内に事業が完了できなくなった場合はどのような取り扱いになりますか。	補助事業の実施中に発生した災害などのやむを得ない理由により補助事業の期間内に事業が完了できなくなった場合は、そのことが判明した時点で、まずは新潟県に相談してください。
------	---	---

【2】補助対象者について

No.	対象設備等	質問	回答
6	太陽光発電設備	オンサイトPPA事業により佐渡市若しくは粟島浦村の事業者の事業所に太陽光発電設備を導入する予定です。この場合、佐渡市若しくは粟島裏村に事業所を持つPPA事業者で無いといけなんでしょうか？ 【令和4年9月15日追加】	オンサイトPPAモデルにより太陽光発電設備を導入する事業の場合、PPA事業者が補助金の申請者となり補助金の交付を受ける者となりますが、当該PPA事業者は必ずしも佐渡市若しくは粟島浦村に事業所を設置している必要はありません。なお、補助金の交付を受けるためには、補助事業の要件を別途満たす必要がありますので、ご注意ください。
7 共通		本社は新潟県外にありますが、本県離島に事業所があり、その事業所に電気自動車等・太陽光発電設備を導入したいと考えています。ただ、法人登記にはその事業所が記載されていません。この場合でも補助金を受けることができますか。	この場合は、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書に加え、事業所が本県離島に所在していることが確認できる書類が必要になります。具体的には、新潟県の法人県民税（納税がある場合は法人事業税）の納税証明書、本県離島の所在市村の法人市村民税の納税証明書、「課税標準の分割に関する明細書」が添付されている法人事業税・法人県民税の申告書の写しが考えられます。個人事業者の場合は、確定申告書B又は新潟県の事業税納税証明書の写しなどになります。また、電子申告を行った場合は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）で確認できる受信結果（受信通知）のスクリーンショットを併せて提出してください。なお、本県離島に住所を有することが確認できる書類がない場合は、申し訳ありませんが補助金の交付は受けられません。
8 共通		近いうちに佐渡市又は粟島浦村に事業所を設ける予定です。現在は事業所がありませんが、申請することは可能ですか。	交付申請は可能です。ただし、実績報告の段階で、補助事業期間内に事業所を設けたことが確認できなければ補助対象となりませんのでご注意ください。

9	共通	学校法人、社会福祉法人、医療法人、協同組合などは本補助金の申請者になれますか。	学校法人、社会福祉法人、医療法人、特別法の規定に基づき設立された協同組合（農業協同組合、漁業協同組合、生活協同組合など）などは本補助金の申請者になることができます。
10	共通	大企業か中小企業かを問わず、本補助金の申請者になれますか。	公募要領に記載された「補助金の申請者の要件」に該当していれば、大企業か中小企業かを問わず、本補助金の申請者になることができます。
11	共通	地方公共団体は本補助金の申請者になれますか。	地方公共団体は本補助金の申請者（代表申請者、共同申請者）になることはできません。PPAモデルでの活用、共同事業者としての申請もできません。
12	共通	個人は本補助金の申請者になれますか。	個人は本補助金の申請者（代表申請者、共同申請者）になることはできません。
13	共通	宗教団体が所有する施設への電気自動車等・太陽光発電設備導入は本補助金で申請できますか。	本補助金の対象外とします。
14	共通	新築の建物に電気自動車等・太陽光発電設備を導入する計画を申請できますか。	補助事業の期間内に補助事業を完了できるのであれば可能です。

【3】 交付申請等について

No.	対象設備等	質問	回答
15	共通	交付決定前事業着手承認申請書の提出から承認まではどれくらいかかりますか。	書類に不備が無ければ速やかに行います。
16	共通	事業着手届が必要になる場合はどのような時ですか。また、様式はありますか。	交付決定前事業着手承認後から交付決定（又は不採択の連絡）までの間に、交付決定前事業着手承認申請書に記載した事業予定とは異なる内容で事業着手を実施した場合に必要なもので、様式は任意様式となります。 申請書に記載した着手予定のとおり事業に着手する場合には省略が可能です。
17	共通	交付申請書の提出から交付決定まではどれくらいかかりますか。	書類等に不備が無く、補助の対象として適当であれば、申請から1ヶ月程度で交付決定されます。なお、補助金執行団体が決定するまでは交付決定を行わないため、交付申請において交付決定前事業着手承認申請書を併せて提出することを推奨します。
18	共通	交付申請書の受付はいつまでですか。	随時受け付けます。なお、交付申請は先着順で、交付申請書の提出締切前であっても予算に達し次第終了しますので、あらかじめご了承ください。
19	共通	補助金を1社で複数事業所を申請してもよいですか。	1事業者の申請数に特段の上限を設けていませんが、1事業所について1申請のみとします。 なお、1事業所に太陽光発電設備及び電気自動車等（2台）を導入する場合、太陽光発電設備の申請（具体的には、別記様式第1号及び別紙1-1、別紙2等）と電気自動車等の申請（別記様式1号及び別紙1-2、別紙2等）を同時に行ってください。 また、電気自動車等と同時にオンサイトPPAモデルで太陽光発電設備を導入する場合、申請者が1事業所について2者発生することとなりますが、その場合でも極力同時に提出してください。
20	共通	書類の訂正はどのようにすればよいですか。	新しく書類を作成してください。
21	共通	交付申請書等の様式で押印が必要なものはありますか。	交付申請書等は全て押印が必要です。内容を十分確認した上で提出をお願いします。
22	共通	見積書は何社分必要ですか。	提出は1社分で結構です。
23	共通	公募要領の公開日より前に作成された見積書を申請書の経費の根拠資料にすることは認められますか。	公募要領の公開日より前に作成された見積書も根拠資料として認めます。
24	電気自動車等	1事業所で同時に3台導入する予定ですが、まとめて申請してもよいですか。	可能です。1つの申請書に車両ごとの情報を記載してください。なお、全ての車両の事業完了が確認できた後に補助金を支払うこととなりますのでご注意ください。

【4】補助対象設備等について

No.	対象設備等	質問	回答
25	共通	既に導入（契約等）している太陽光発電設備・電気自動車等でも補助対象になりますか。	交付決定日より前に発注、契約した経費は補助金の交付の対象外となります。県が交付決定をして初めて補助金の対象になることが正式に決定しますので、交付決定の前に事業着手（契約や登録等）をすると補助金の対象外となります。ただし、交付決定前に見積もり合わせを実施するなどして発注先の業者を選定することは認められます。 また、緊急又はやむを得ない理由で交付決定前に契約や登録等が必要な場合は、交付決定前事業着手承認申請書（別記様式第2号）により、交付申請とあわせて申請し、承認を受ければ、交付決定前の事前着手が可能です。ただし、事前着手の承認を受けても交付決定されなかった場合は補助金の対象とはならず、自己負担となりますので、ご注意ください。
26	太陽光発電設備	固定価格買い取り制度（FIT）や FIP 制度は利用できますか。	本補助事業で導入する太陽光発電設備で発電した電力は余剰電力を含め、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23 年法律第 108 号）に基づく FIT（固定価格買い取り制度）制度または FIP (Feed in Premium) 制度により売電することはできません。
27	太陽光発電設備	余剰電力を売電することはできますか。	余剰電力については、売電することは可能です。ただし、FIT や FIP により売電することはできないため、余剰電力を売電する場合は電気事業者との個別契約において価格などを決定してください。
28	太陽光発電設備	一般的な住宅を法人が所有して使用している場合や個人が所有し仕事場として使用している場合、申請は認められますか。	一般的な住宅を法人が所有して使用している場合や個人が所有し仕事場として使用している場合、電力使用量、発電量が不可分であるものは認められません。
29	太陽光発電設備	本補助事業における「オンサイト PPA モデル」とはどのようなものですか。	本補助事業における「オンサイト PPA モデル」とは、太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者（PPA 事業者）が需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有（第三者所有）・維持管理等（維持管理を当該需要家が行う場合を含む）をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式を指します。 補助金額の全額がサービス料金の低減等により需要家に還元されるものであり、補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類（需要家と PPA 事業者との契約書、覚書など）の提出を交付の条件とします。

30	太陽光発電設備	太陽光発電設備の発電電力量などの計測機器の導入は必須ですか。	補助対象設備の稼働実績等を正確に把握するため、本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電電力量などの計測機器の導入は必須とします。
31	電気自動車等	電気自動車等の購入であれば、この補助金の対象になりますか。	この事業の補助対象となる電気自動車等は、国のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規定（以下「CEV規定」という。）に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が実施する補助事業の「（別表1）銘柄ごとの補助金交付額」でクリーンディーゼルに分類される車種以外を補助対象としています。 詳細は下記ホームページをご参照ください。 （一般社団法人次世代自動車振興センターホームページ） 【CEV 補助金対象 最新車両(EV)】 http://www.cev-pc.or.jp/newest/ev.html また、別途太陽光発電設備に係る要件を満たす必要があります。具体的には、(イ)本事業で導入する太陽光発電設備又は既設の太陽光発電設備の定格出力（増設する場合は増設後の定格出力）が、10kW以上であること等が必要となります。
32	電気自動車等	タクシーでも申請できますか。	自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が「事業用」の車両は対象外としています。
33	電気自動車等	国の令和4年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV補助金）の要件を満たし、県の当該補助金の要件を満たす車両であるが、CEV補助金を受けていません。この場合でも県の補助金に申請することは可能ですか。	可能です。

【5】支払いについて

No.	対象設備等	質問	回答
34	共通	実績報告書の提出から補助金の受領までのプロセスを教えてください。また、補助金の受領までの程度かかりますか。	提出いただいた実績報告書（別記第6号様式）の内容を審査し、書類に不備が無く、補助事業として適当であれば「額の確定」通知を送付します。 「額の確定」通知を受領した補助事業者は、補助金請求書（別記第7号様式）を執行団体に提出してください。 以上が円滑に進めば、実績報告書提出から約1ヶ月以内に、補助金請求書に記載いただいた振込先に補助金が振り込まれます。
35	共通	オンサイトPPAモデルで太陽光発電設備を導入し、電気自動車等も導入する事業において、補助金の振込先はどうなりますか。	この場合は、太陽光発電設備に関する事項はPPA事業者が補助事業の代表申請者となっていますので、太陽光発電設備に関する事項に係る補助金はPPA事業者を支払われます。一方、電気自動車等に関する事項は電気自動車等を導入する事業者が補助対象者となっていますので、電気自動車等に関する事項に係る補助金は電気自動車等を導入する事業者を支払われます。 補助金請求書（別記第7号）を提出する際には、提出者及び振込先口座情報に不備が無いように充分ご注意ください。

【6】財産処分について

No.	対象設備等	質問	回答
36	共通	補助金を受けて導入した太陽光発電設備・電気自動車等について、いつまで買い替えや廃棄ができないのですか。	<p>この補助金の交付を受けた太陽光発電設備・電気自動車等については、あらかじめ定められた期間は処分等が制限されます。具体的には、減価償却資産の耐用年数などに関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数が適用されます。</p> <p>https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015</p> <p>【太陽光発電設備の場合】 太陽光発電設備：17年…「電気業用設備」「その他の設備（主として金属製のもの）」 ※業種に基づく法定耐用年数期間を用いる場合は、申請書に根拠資料を添付し、該当箇所を赤枠で囲うかマーカーを塗るなどして根拠を明示すること。根拠の妥当性について税理士などに確認してください。</p> <p>【電気自動車等の場合】 軽自動車：4年、乗用車：6年 ※車種や用途により適用される耐用年数が異なる場合があります。</p> <p>なお、処分等とは、売却、譲渡、交換、廃棄、貸付、担保に供する等の行為が該当します。 例えば、電気自動車等において、買い替えのために下取りに出したり、廃車や他人に譲渡したりする行為はいずれも処分等に該当します。処分等を行う場合は、補助事業財産処分承認申請書（別記第9号様式）により、処分前に知事等の承認を受ける必要があります。この承認に当たっては、やむを得ない事情がある場合を除き、原則として、受給した補助金の全額又は一部の返還が条件となります。</p>
37	電気自動車等	交通事故で補助金を受けて導入した電気自動車等が大破してしまいましたが、何か手続きが必要ですか。	<p>交通事故で補助金を受けて導入した電気自動車等が大破してしまい、車両を廃棄する場合でも、処分に該当しますので、処分等の制限期間内であれば、前述のとおり知事等の承認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、天災や交通事故等の理由で廃棄することが真にやむを得ないと認められる場合は、補助金の返還は免除される場合がありますので、その場合はご相談ください。</p>

【7】その他

No.	対象設備等	質問	回答
38	共通	補助事業を完了し、補助金を受領した後も、県から提出を求められる書類等があるのでしょうか。	事業完了後、補助事業が完了した年度の翌年度から3年間、対象設備等に関する運用状況を、知事等が別に指定する定期報告書により、毎年度6月末までに知事等に報告する必要があります。 また、年次報告の他にも、財産処分制限期間内において、太陽光発電設備・電気自動車等の利用状況などの報告を求めることがあります。
39	太陽光発電設備	本補助事業により取得する温室効果ガス排出削減効果（環境価値）をJ-クレジット制度に登録することは認められますか。	補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果（環境価値）をJ-クレジット制度に登録することは認められません。
40	太陽光発電設備	本補助事業により取得する温室効果ガス排出削減効果（環境価値）をグリーン電力証書の認証・取引に利用することはできますか。	認められません。